

地域移行支援の対象拡大について

I 地域移行支援の見直しの方向性

1. 地域移行支援の概要

- 地域移行支援とは、障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの。平成24年4月から実施。

【参考】地域移行支援の算定実績（平成25年5月サービス提供分）

請求事業所数	請求利用者数
249 事業所	501 人

(出典) 国保連データ

2. 地域移行支援の見直しの方向性

- 平成24年6月に成立した障害者総合支援法では、現行の対象者に加えて「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を新たに規定したところである。
- これを受け、重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
 - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
 - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設、保護施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

【参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

第5条

19 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第4項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

II 地域移行支援の対象拡大の基本的な考え方

1. 保護施設に入所している障害者

- 生活保護法第38条に規定する保護施設（下記参考を参照）のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている『救護施設』及び『更生施設』に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

【参考：生活保護法】

(種類)

第38条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 救護施設
 - 二 更生施設
 - 三 医療保護施設
 - 四 授産施設
 - 五 宿所提供施設
- 2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
 - 3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
 - 4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
 - 5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。
 - 6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

2. 矯正施設等に入所している障害者

(1) 矯正施設に入所している障害者

① 給付対象となる矯正施設の種類

- 地域移行支援の対象とする矯正施設の種類の、地域生活定着支援センターが実施する地域生活定着促進事業と同様に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する『刑事施設』、少年院法第1条に規定する『少年院』とする。

【参考：矯正施設の種類】

施設種別	概要	根拠法令	カ所数 ^{※1}	収容人数 ^{※2}
刑事施設	刑務所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条	62	67,008
	少年刑務所		7	
	拘置所		8	
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年及び少年院において刑の執行を受ける者を収容し、これに矯正教育を受ける施設。 ・対象年齢：12歳以上23歳未満(医療少年院は12歳以上26歳未満)	少年院法第1条	50	H25.5.16現在 3,322
少年鑑別所	家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、専門的な調査や診断を行う施設。 ・対象年齢：20歳未満 ・観護措置期間：2週間まで(1回まで更新可)	少年院法第16条	51	H25.5.16現在 681
婦人補導院	売春防止法第5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、更生させるために必要な補導を行う施設。 ・対象年齢：満20歳以上 ・期間：6ヶ月	婦人補導院法第1条	1	H25.5.16現在 0

※1 出典：法務省ホームページ ※2 出典：H24.12.31現在 平成24年矯正統計年報

② 給付対象となる障害者の範囲

- 矯正施設に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など『矯正施設内で行う支援』については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われていることから、新たに地域移行支援の対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定することが必要である。
- この場合、給付対象となる者は、障害福祉サービスの体験利用など地域相談支援事業者が矯正施設外で支援を行う際に、

- ・ 刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者や
- ・ 刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者が想定される。

※ 具体的な対象施設・対象者の範囲や必要な手続き等については、現在、法務省や厚生労働省内の関係部局と連携しながら検討中である。

(2) 矯正施設を出所した障害者

① 給付対象となる障害者の範囲

- 刑務所に服役した受刑者など長期間にわたり一般社会から隔離された場所で生活していた障害者については、すぐに一般社会の生活に適應することが困難であること等から、出所後の一定期間、更生保護事業法第2条第7項に規定する『更生保護施設』などを利用するケースが少なくない。
- このため、矯正施設等からの釈放に伴い、更生保護施設等に入所した障害者についても、地域移行支援の給付対象とすることが必要である。

② 給付対象となる更生保護施設等の種類

- 更生保護施設のほか矯正施設出所者等の更生を目的とした自立準備ホーム、自立更生促進センター、就業支援センターが考えられるが、具体的な対象施設の範囲については、現在、法務省や厚生労働省内関係部局と連携しながら検討中である。